



2019年12月27日

各 位

会 社 名	株式会社創通
代表者名	代表取締役社長 難波 秀行 (コード：3711、JASDAQ)
問合せ先	取締役 管理本部長 根本 義紀 (TEL. 03-6386-0311)

(訂正)「株式の併合、単元株式数の定め廃止、定款一部変更及び臨時株主総会の招集に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

2019年12月19日に公表いたしました「株式の併合、単元株式数の定め廃止、定款一部変更及び臨時株主総会の招集に関するお知らせ」の一部誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。

記

【訂正の内容】

訂正箇所につきましては、下線を付しております。

(訂正前)

I. 本株式併合について

2. 本株式併合の要旨

(2) 本株式併合の内容

(中略)

③ 減少する発行済株式総数

14,999,996 株

④ 効力発生前における発行済株式総数

14,654,151 株

(注) 効力発生前における発行済株式総数は、当社が2019年10月9日に公表した「2019年8月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2019年8月31日現在の当社の発行済株式総数(15,000,000株)から、当社が2019年12月19日開催の取締役会において、2020年2月29日付で消却する予定の2019年12月19日現在当社が保有する自己株式(345,849株)を除いた株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

4 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

16 株

(訂正後)

I. 本株式併合について

2. 本株式併合の要旨

(2) 本株式併合の内容

(中略)

③ 減少する発行済株式総数

14,654,146 株

④ 効力発生前における発行済株式総数

14,654,151 株

(注) 効力発生前における発行済株式総数は、当社が2019年10月9日に公表した「2019年8月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2019年8月31日現在の当社の発行済株式総数(15,000,000株)から、当社が2019年12月27日付の取締役会に基づき、2020年2月28日付で消却する予定の2019年12月27日現在当社が保有する自己株式数(345,849株)を除いた株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

5株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

20株

(訂正前)

I. 本株式併合について

3. 本株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

(1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(ii) 自己株式の消却

当社は、2019年12月19日開催の取締役会において、2020年2月29日付で当社が保有する自己株式の全部(2019年12月19日現在において345,849株)を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、消却後の当社の発行済株式総数は、14,654,151株となります。

(訂正後)

I. 本株式併合について

3. 本株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

(1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(ii) 自己株式の消却

当社は、2019年12月27日付の取締役会において、2020年2月28日付で当社が保有する自己株式の全部(2019年12月27日現在において345,849株)を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、消却後の当社の発行済株式総数は、2019年12月27日現在において当社が保有する自己株式の数(345,849株)を前提とすると、14,654,151株となります。

(訂正前)

II. 単元株式数の定め廃止について

1. 廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は4株となり、単元株式数を定める必要がなくなるためです。

(訂正後)

II. 単元株式数の定め廃止について

1. 廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要がなくなるためです。

(訂正前)

III. 定款一部変更について

1. 定款変更の目的

本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社普通株式の発行可能株式総数は16株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は4株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社普通株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 後
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>64,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>16株</u> とする。
<u>(単元株式数)</u> 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。	[削除]
<u>(単元未満株式についての権利)</u> 第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使す	[削除]

<u>ることができない。</u> <u>(1)会社法第189条第2項各号</u> <u>に掲げる権利</u> <u>(2)会社法第166条第1項の規</u> <u>定による請求をする権利</u> <u>(3)株主の有する株式数に応</u> <u>じて募集株式の割当て及</u> <u>び募集新株予約権の割当</u> <u>てを受ける権利</u>	
第9条～第45条 (条文省略)	第7条～第43条 (現行どおり)

(訂正後)

III. 定款一部変更について

1. 定款変更の目的

本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社普通株式の発行可能株式総数は20株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社普通株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 後
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>64,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>20株</u> とする。
<u>(単元株式数)</u> 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。	[削除]
<u>(単元未満株式についての権利)</u> 第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	[削除]

<p><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第9条～第45条 (条文省略)</p>	<p>第7条～第43条 (現行どおり)</p>
--	-------------------------

以上